

個人別明細書の記載要領

特定扶養親族(19歳以上23歳未満)がいる場合の人数を記入してください。(平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた人)

1月1日現在の住所を確認してください。(〇〇方、〇〇アパート、〇〇寮内まで詳しく)

老人扶養親族(70歳以上、昭和26年1月1日以前に生まれた人)がいる場合の人数を記入し、老人扶養親族のうち直系尊属で同居を常況としている人数を左側の欄にも記入してください。

上段の※欄は記入しないでください。

受給者番号を記入してください。(16桁まで使用できます。)

個人番号欄にマイナンバーを記入してください。
※控除対象の扶養親族がいる場合、下の控除対象者欄にも記入してください。

カタカナではっきりと正確に。(姓と名の間は、1字空けてください。)

100円未満の端数切り捨て。

※16歳未満の扶養親族について(平成17年1月2日以後に生まれた人)16歳未満(年少扶養親族)の親族を扶養している場合は被扶養者数とともに、下の欄に被扶養者氏名と個人番号を忘れずに記入してください。

！住民税の課税計算において必要となります！

控除対象配偶者又は扶養親族である特別障害者の人数を記入し、左側にはそのうち同居している人数を内書してください。

※地震保険料控除 最高50,000円

前職分がある場合は(摘要)欄に前職分の支払金額を記入し、「支払金額」欄には合算した金額を記入してください。(社会保険料も同じ。)

※生命保険料控除
新制度(一般、個人年金、介護) 各最高 40,000円
旧制度(一般、個人年金) 各最高 50,000円
合計適用限度額 120,000円

※生命保険料の金額の内訳には支払金額を記入してください。(計算した控除額ではありません。)

配偶者に所得があって配偶者特別控除に該当する場合は、必ず記入してください。必ず正確に記入してください。

控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者の場合には、「○」を記入してください。

該当する場合に記入してください。退職の記入漏れがある場合、住民税が特別徴収になる場合があります。

控除対象配偶者が70歳以上のときはこの欄にも必ず表示(○)をしてください。

誤記・変更のときは、訂正分

訂正分

と朱書きして再提出してください。

特別徴収事業所で普通徴収希望の方は(摘要)欄に「普」と必ず表示してください。

受給者本人が該当する欄に○を記入してください。未成年者↓平成13年1月3日以降に生まれた人。

※ 区分		※ 種別		※ 整理番号		※	
給与を受ける者		住所		受給者番号		10010001	
陸前高田市高田町字中和野2000		(個人番号)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1			
(役職名)		氏名		タカタ イチロウ		高田 一郎	
種類		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額	
給与		5,000,000		3,560,000		3,363,921	
(源泉)控除対象配偶者の有無		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		源泉徴収税額	
老人				特定 老人 その他		10,000	
有		従有		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く)	
○				1		1	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
743		921		120		000	
(摘要) 前職: 大船渡市盛町字下館下1000 大船渡産業(株)R2.3.31退職		支払金額: 2,980,000円		社会保険料: 256,500円		源泉徴収税額: 41,600円	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額	
168,072		0		123,072		0	
住宅借入金等特別控除の内訳		居住開始年月日		住宅借入金等特別控除区分(旧制度)		住宅借入金等特別控除区分(新制度)	
タカタ ハマコ		タカタ マツオ		タカタ カイ		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
氏名 高田 浜子		氏名 高田 松男		氏名 高田 海人			
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 2		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3 3		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 5 5			
控除対象扶養親族		タカタ ユメ		タカタ スミ			
氏名 高田 ゆめ		氏名 高田 スミ		氏名			
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 4 4		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0		個人番号			
未成年者		外国人		死亡退職		災害者	
○							
本人が障害者等の別		ひとり親世帯		勤労学生		中途就・退職	
						昭和 50 4 16	
支払者		個人番号又は法人番号		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称	
		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 2 3		岩手県陸前高田市高田町字鳴石1000		株式会社 陸高産業 (電話) 0192-54-2111	

・給与等からの控除分及び申告による控除分の合計額。(小規模企業共済等掛金の額がある場合は上段に内書してください。)
・陸前高田市国民健康保険税の場合、原則として令和2年度第6期分(令和2年12月25日納期)は含まれ、同第7期分(令和3年2月1日納期)及び第8期分(令和3年3月1日納期)は含まれません。(令和2年中に支払った金額が該当します。)

裏面の注意点もご確認ください。